

「セキュリティトークン税制ワーキング・グループ」の設置について

2021年12月20日

セキュリティトークン市場活性化委員会

1. 設置

「セキュリティトークン市場活性化委員会」（以下「委員会」という。）に、セキュリティトークンに係る税制に関し、電子記録移転権利等の発行、投資を促進するための税制措置等の調査、検討を行い、税制改正に関する要望事項の取りまとめ等を行う「セキュリティトークン税制ワーキング・グループ」（以下「税制WG」という。）を設置する。

2. 構成・運営

- (1) 税制WGは、会員並びに市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (2) 税制WGの主査及び副主査は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (3) 委員が税制WGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 議事、議事要旨及び資料は、原則、非公開とする。

3. 報告

税制WGにおける検討状況等は、適宜、委員会等に報告する。

4. 事務局

税制WGの事務局は、関係機関の協力を得て、一般社団法人日本STO協会が行う。

以 上